

新潟市地方産業育成資金貸付規程

昭和37年5月1日
(訓令第4号)

改正

昭和39年	3月12日訓令第4号	昭和40年	4月10日訓令第6号
昭和41年	3月31日訓令第6号	昭和44年	4月1日訓令第4号
昭和46年	4月1日訓令第6号	昭和48年	4月10日訓令第3号
昭和49年	4月5日訓令第4号	昭和51年	5月8日訓令第6号
昭和53年	4月19日訓令第4号	昭和55年	4月10日訓令第6号
昭和56年	4月9日訓令第5号	昭和57年	4月23日訓令第8号
昭和60年	4月30日訓令第6号	昭和60年12月	2日訓令第15号
昭和61年	5月1日訓令第9号	昭和61年	7月22日訓令第14号
昭和62年	4月16日訓令第9号	昭和62年	7月10日訓令第12号
昭和63年	4月15日訓令第6号	平成元年	3月30日訓令第6号
平成2年	1月4日訓令第10号	平成2年	3月30日訓令第3号
平成2年10月	12日訓令第8号	平成3年	3月30日訓令第7号
平成3年10月	30日訓令第9号	平成4年	4月1日訓令第18号
平成4年11月	16日訓令第21号	平成5年	4月1日訓令第4号
平成5年12月	1日訓令第7号	平成7年	6月5日訓令第6号
平成7年	9月11日訓令第10号	平成8年	4月1日訓令第4号
平成9年	4月1日訓令第28号	平成11年	4月1日訓令第9号
平成12年10月	1日訓令第9号	平成13年	7月31日訓令第13号
平成15年	4月1日訓令第5号	平成17年	4月1日訓令第20号
平成18年	6月30日訓令第13号	平成19年	4月20日訓令第29号
平成19年	6月1日訓令第31号	平成19年10月	3日訓令第39号
平成21年	6月1日訓令第10号	平成22年	4月1日訓令第4号
平成24年11月	1日訓令第8号	平成25年	4月1日訓令第9号
平成27年	4月1日訓令第4号	平成27年	9月30日訓令第5号
平成28年	4月1日訓令第1号	平成30年	4月1日訓令第1号
令和元年12月	9日訓令第8号	令和2年12月	25日訓令第8号

(趣旨)

第1条 市は、中小商工業の育成振興を図るため、地方産業育成資金の貸付事業を行うものとする。

(取扱金融機関)

第2条 地方産業育成資金の貸付けを取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(資金の貸付)

第3条 取扱金融機関は、市長と協議し、中小企業者に対して資金を貸し付けるものとする。

- 2 前項の規定による貸付けに係る貸付限度額、貸付期間、貸付利率等は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたものは、この限りでない。
- 3 資金の貸付けについての責任は、すべて取扱金融機関が負うものとし、当該貸付けに係る手続及び償還方法については、すべて取扱金融機関の一般融資手続及び償還方法の例による。

(貸付けの対象者)

第4条 資金の貸付けの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は主たる事業所を有していること。
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する者であること。
- (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(貸付けの申込み)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、市長が別に定める借入申込書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税を証する書類
- (2) 設備の導入等に係る見積書（別表第2に規定する設備資金として資金の貸付けを受けようとする場合に限る。）
- (3) 前条第3号に該当することを誓約する書面

(貸付けの取消し)

第6条 市長は、資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該貸付けの全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により資金の貸付けを受けた場合
- (2) 資金の貸付けの内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第4条第3号に該当しないと認められる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が資金の貸付けをすることが不相当と認める場合

- 2 市長は、前項の規定により資金の貸付けの全部又は一部を取り消した場合は、当該貸付けを受けた者にその旨を通知するものとする。

附 則

この規程は、昭和37年4月1日より実施する。

附 則(昭和39年訓令第4号)

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年訓令第6号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(昭和41年訓令第6号)

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年訓令第4号)

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年訓令第6号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年訓令第3号)

この規程は、昭和48年4月10日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年訓令第4号)

この規程は、昭和49年4月5日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年訓令第6号)

この規程は、昭和51年5月8日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年訓令第4号)

この規程は、昭和53年4月19日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年訓令第6号)

この規程は、昭和55年4月10日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、昭和55年4月1日以後の資金の貸付から適用する。

附 則(昭和56年訓令第5号)

この規程は、昭和56年4月9日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年訓令第8号)

この規程は、昭和57年4月23日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、昭和57年4月1日以後の資金の貸付けから適用する。

附 則(昭和60年訓令第6号)

この規程は、昭和60年4月30日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、同月1日以後の資金の貸付けから適用する。

附 則(昭和60年訓令第15号)

この規程は、昭和60年12月2日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、同月1日以後の資金の貸付けから適用する。

附 則(昭和61年訓令第9号)

この規程は、昭和61年5月1日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、同年4月1日以後の資金の貸付けから適用する。

附 則(昭和61年訓令第14号)

この規程は、昭和61年7月22日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、同年7月1日以後の資金の貸付けから適用する。

附 則(昭和62年規程第9号)

この規程は、昭和62年4月16日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程(以下「新規程」という。)の規定は、同年4月1日以後の資金の貸付から適

用する。ただし、新規程第3条第2項の規定は、昭和61年7月3日から適用する。

附 則(昭和62年訓令第12号)

この規程は、昭和62年7月10日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、同年6月1日以後の資金の貸付けから適用する。

附 則(昭和63年訓令第6号)

この規程は、昭和63年4月15日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、同年4月1日以後の資金の貸付けから適用する。

附 則(平成元年訓令第6号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年訓令第10号)

(施行期日)

1 この規程は、平成2年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成2年訓令第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成2年訓令第8号)

(施行期日)

1 この規程は、平成2年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成3年訓令第7号)

(施行期日)

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成3年訓令第9号)

(施行期日)

1 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成4年訓令第18号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成4年訓令第21号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成4年11月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成5年訓令第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成5年訓令第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成7年訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成7年5月10日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、平成7年5月10日以後の資金の貸付から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成7年訓令第10号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成7年9月5日から施行し、この規程による改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、平成7年8月11日以降の資金の貸付から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成8年訓令第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行し、この規程による改正後の新潟市産業育成資金貸付規程の規定は、平成8年4月1日以後の資金の貸付から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成9年訓令第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行し、この規程による改正後の新潟市産業育成資金貸付規程の規定は、平成9年4月1日以後の資金の貸付から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成11年訓令第9号)

この規程は、平成11年4月1日から施行し、改正後の新潟市産業育成資金貸付規程の規定は、平成11年4月1日以後の資金の貸付から適用する。

附 則(平成12年訓令第9号)

この規程は、平成12年10月1日から施行し、改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、平成12年10月1日以後の資金の貸付から適用する。

附 則(平成13年訓令第13号)

この規程は、平成13年7月31日から施行し、改正後の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定は、平成13年7月31日以後の資金の貸付から適用する。

附 則(平成15年訓令第5号)

この規程は、平成15年6月19日から施行する。

附 則(平成17年訓令第20号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

(新潟市地方産業育成資金融資委員会規程の廃止)

2 新潟市地方産業育成資金融資委員会規程(昭和37年新潟市訓令第5号)は、廃止する。

附 則(平成19年訓令第29号)

この規程は、平成19年4月20日から施行し、改正後の第4条の規定は同月1日から、改正後の別表第2の規定は同月23日以後の貸金の貸付から適用する。

附 則(平成19年訓令第31号)

この規程は、平成19年6月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同年5月7日以後の資金の貸付けから適用する。

附 則(平成19年訓令第39号)

この規程は、平成19年10月3日から施行し、改正後の別表第2の規定は、同年10月1日以後の資金の貸付けから適用する。

附 則(平成21年訓令第10号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令第4号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成24年訓令第8号)

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第9号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第4号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則(平成27年訓令第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年訓令第8号)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年12月9日から施行する。

附 則(令和元年訓令第8号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

株式会社第四北越銀行，株式会社大光銀行，株式会社秋田銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社東邦銀行，株式会社北陸銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，新潟信用金庫，三条信用金庫，新発田信用金庫，加茂信用金庫，新潟県信用組合，はばたき信用組合，興栄信用組合，巻信用組合，協栄信用組合，新潟県信用農業協同組合連合会，株式会社商工組合中央金庫

別表第2(第3条関係)

貸付限度額	資金の用途	貸付期間	貸付利率
1,000万円	運転資金	5年以内	信用保証付 年1.70パーセント(責任共有制度対象外)
	設備資金	7年以内	信用保証付 年1.90パーセント(責任共有制度対象) その他 年2.20パーセント

備考1 表中の「信用保証付」とは、新潟県信用保証協会が債務を保証したものをいう。

2 表中の「責任共有制度」とは、新潟県信用保証協会と貸付金融機関が分担して債務を保証する制度をいう。